

令和5年度

第26回大分県教育委員会 議事録

日 時 令和6年3月22日（金）
開会14時20分 閉会15時55分

場 所 教育委員室

令和5年度
第26回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

- 第1号議案 大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正について
- 第2号議案 大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正について
- 第3号議案 大分県立学校管理規則の一部改正について
- 第4号議案 教育職員免許状の単位修得方法に関する規則の一部改正について
- 第5号議案 教職員の懲戒処分について
- 第6号議案 教職員の懲戒処分について
- 第7号議案 令和6年度大分県教科用図書選定審議会委員の任命について
- 第8号議案 教育委員会教育長の辞職について

(2) 報 告

- ① 大分県長期教育計画の策定方針について
- ② 『県立高等学校未来創生ビジョン』の策定について

(3) 協 議

- ① 令和7年度（令和6年度実施）教員採用試験実施要項（案）について

【内 容】

1 出席者

委 員	委 員（教育長職務代理者）	岩 崎 哲 朗
	委 員	高 橋 幹 雄
	委 員	高 鈴 木 恵 代
	委 員	岩 武 茂 代
	委 員	岡 田 豊 弘
事務局	理事兼教育次長	渡 辺 登
	教育次長	三 浦 一 雄
	教育次長	武 野 太 平
	教育改革・企画課長	鈴 木 耕 平
	教育人事課長	吉 雄 幸 平
	義務教育課長兼幼児教育センター所長	小 野 勇 一
	高校教育課長	山 田 誠 司
	教育改革・企画課 総務企画監	小 野 裕 二
	教育改革・企画課 課長補佐（総括）	新 貝 隆
	教育改革・企画課 主査	長 山 佳 史
	教育改革・企画課 主任	久 知 良 周 平

2 傍聴人

1 名

開会・点呼

(岩崎委員)

本日は岡本教育長が欠席のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、職務代理として予め指名を受けている私が教育長の代理として職務を行います。

(岩崎委員)

まず、委員の出席確認をいたします。

本日は、全委員が出席です。

それでは、ただ今から、令和5年度第26回教育委員会会議を開催します。

署名委員指名

(岩崎委員)

本日の議事録の署名については、岩武委員にお願いします。

会期の決定

(岩崎委員)

本日の会議はお手元の次第のとおりです。会議の終了は16時5分を予定していますので、よろしくお願いします。

議 事

(岩崎委員)

会議は原則として公開することとなっておりますが、第5号・6号・7号・8号議案及び協議第1号は人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(岩崎委員)

第5号・6号・7号・8号議案及び協議第1号は非公開といたします。

(岩崎委員)

本日の議事進行は、始めに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

【議案】

第1号議案 大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正について

(1課〔教育改革・企画課〕入室)

(岩崎委員)

それでは、第1号議案「大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正について」提案しますので、教育改革・企画課長から説明をしてください。

(鈴木教育改革・企画課長)

大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正について、提案します。

資料9ページの「2 改正理由」をご覧ください。

国は、窓口での交付などのアナログ的手法を前提とした「アナログ規制」が広く社会に浸透していることが、デジタル技術の活用を阻んでいるとして、令和3年11月に「デジタル臨時行政調査会」を設置し、デジタル社会の実現を目指して、構造改革に取り組んでいるところです。

その構造改革の一環として、地方公共団体においても、調査会の取組を参考としたアナログ規制の見直しに自主的に取り組むことを求めています。

また、令和5年6月に公布された「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の規定においても、地方公共団体は、情報通信技術の効果的な活用のために必要な措置・施策を講ずることを求められることとなりました。

これらの趣旨に鑑み、情報通信技術を効果的に活用するため、本規則を改正するものです。

「3 改正内容」をご覧ください。

従来の公開方法に加え、県の電子申請システムを使用し、オンラインでの公文書の公開が行うことができるよう改正を行うものです。また、それに伴い、公文書公開請求書等の様式について、所要の改正を行います。

施行期日は令和6年4月1日、公布日は令和6年3月29日を予定しています。なお、知事部局の県規則も同様の改正がなされ、同日に公布される予定です。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

(岩崎委員)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。
ご質問・ご意見はありませんか。

(高橋委員)

公文書等ある程度のものは、今までネット等で公開していたものが一部あるかと思いますが、この改正で全ての公文書がオンラインでの公開が可能となるということですか。

(鈴木教育改革・企画課長)

これまで公文書の公開請求については、窓口での閲覧や郵送などのアナログ的な方法で行われてきました。今回の改正により、電子申請システムを使って公文書の請求がなされた場合には、そのシステムを通じて、デジタル公開することができます。

(高橋委員)

オンラインでの公開請求をするに当たり登録をする必要がありますか。
また、登録に当たっては個人情報の入力が必要になりますか。

(宗田主幹（総括）〔教育改革・企画課〕)

オンラインでの公開請求をするには、メールアドレスを用いたシステムの利用登録が必要です。なお、公開請求手続においては請求書に氏名や住所の記載が必要ですので、電子申請システムの公開請求の入力フォームに、氏名や住所などを入力していただくようになります。

(高橋委員)

紙媒体での公開は、これまでどおりできるのですか。

(鈴木教育改革・企画課長)

紙媒体でも引き続き公開可能です。新たにオンラインでの公開もできるようになります。

(岩崎委員)

デジタルに一元化するというところまではいかないということですね。

(鈴木教育改革・企画課長)

そのとおりです。

(岩武委員)

大分県教育委員会が管理する公文書の範囲というのは、事務局内に限るのです

か。それとも学校に保管されている公文書も含まれますか。

(鈴木教育改革・企画課長)

大分県教育委員会が管理する公文書には学校が保管する文書も含まれます。

(岩武委員)

学校の公文書というと事務局とは違った、例えば指導要録など様々なものがありますが、その範囲についてはどの程度までが公文書にあたりますか。

(宗田主幹(総括) [教育改革・企画課])

県の情報公開条例上、公文書とは「組織で共用されている職務上の文書」というのが大まかな定義です。基本的には、学校の指導要録なども公文書の範囲に入るものと思われます。ただ、当然ながら個人情報の部分等は条例に照らして、公開・非公開を検討するということになります。

(鈴木委員)

大分県は電子申請が進んでいて、人権講師団の派遣など様々なことが電子申請でできますが、アピール不足で県民の方に周知されていないと思います。使い方も簡単なのでハードルが低くなっているということも、もう少し広くお知らせした方がよいのではないかと思います。

(岩崎委員)

その他、何かありますか。

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。

承認される委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

(岩崎委員)

第1号議案については、提案のとおり承認します。

第2号議案 令和6年度大分県教育委員会の重点方針について

(1課 [教育改革・企画課] 入室)

(岩崎委員)

それでは、第2号議案「大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正について」提案しますので、教育改革・企画課長から説明をしてください。

(鈴木教育改革・企画課長)

大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正について、提案します。

本議案は、令和6年1月の第21回の教育委員会会議で承認いただいた来年度の組織改正等に伴うものです。

資料1ページから14ページに議案書、15ページから31ページに新旧対照表、34ページから37ページには先に承認いただいた組織改正の概要を掲載しています。

資料32ページをご覧ください。

「1 改正を行う規則」ですが、大分県教育委員会行政組織規則をはじめ8つの規則が改正対象となっています。

まず、「(1) 大分県教育委員会行政組織規則」の一部改正についてです。改正理由及び内容としては、県立学校への会計事務支援を強化するため、教育財務課の体制を再編するとともに、どの地域においても多様で質の高い高等学校教育を提供できる環境を整備するため、高校教育課内に遠隔教育推進班を新設するなど、令和6年度の組織改正に必要な規則改正を行うとともに、地方公務員法の一部改正による職員の定年の引上げにより、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任の制度が設けられたことに伴い、課長級以上の職員が継続任用される場合の職として「専門幹」を定めるものです。

次に、「(2) 大分県立図書館管理規則」についてです。

サービス課の郷土資料担当を廃止し、新たに郷土資料室を新設する令和6年度の組織改正に必要な規則の改正と、先程説明した「専門幹」を定めるものです。

最後に「(3) 大分県教育センター管理規則」から「(8) 大分県立くじゅうアグリ創生塾管理規則」については、「専門幹」の設置に伴う改正のみとなっています。

施行期日は、令和6年4月1日を予定しています。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

(岩崎委員)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。

ご質問・ご意見はありませんか。

(高橋委員)

県立図書館の郷土資料室を新設する際に、専門幹を配置するとのことですが、どの程度の専門幹を配置するのですか。

(吉雄教育人事課長)

専門幹は事務職員が対象になり、郷土資料室には司書を配置しているので、専門幹の配置はありません。

(高橋委員)

専門幹には、学芸員などの専門的な知識をもっている人になるというわけではないのですね。

(吉雄教育人事課長)

専門幹は事務職員の職になります。

(岩崎委員)

その他、何かありますか。

それでは、第2号議案の承認についてお諮りいたします。

承認される委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

(岩崎委員)

第2号議案については、提案のとおり承認します。

第3号議案 大分県立学校管理規則の一部改正について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(岩崎委員)

それでは、第3号議案「大分県立学校管理規則の一部改正について」提案しますので、教育人事課長から説明をしてください。

(吉雄教育人事課長)

大分県立学校管理規則の一部改正について、提案します。

資料3ページをご覧ください。改正内容は3点あります。

1点目は、専門幹の設置です。第2号議案でご審議いただきましたが、県立学校においても同様に、専門幹を設置するものです。

2点目は、統括事務長の職務内容を変更するものです。第2号議案でご審議いただきましたが、教育庁の組織改正により、教育財務課内に県立学校の会計指導等を行う班が新設されることを受け、県立学校における統括事務室の機能が廃止されることに伴い、統括事務長の職務内容を変更するものです。

資料2ページの新旧対照表をご覧ください。第17条の2第3項について、現行は関係する学校の指導、支援等の事務を司ると規定していますが、指導業務がなくなることに伴い、改正案は関係する学校との連絡調整、当該学校の支援等の事務を司るに変更するものです。

3点目は、主幹司書等の職務内容を変更するものです。資料2ページの新旧対照表をご覧ください。第18条の2第3項及び第4項について、現行はその他の事務を処理すると規定していますが、改正案はその他の事務を削除するものです。

県立学校の主幹司書等を学校図書館事務に専門的に従事させることにより、高校生の不読率の改善や学校図書館の情報センター機能の充実を図ることを目的として、改正するものです。

施行日は、令和6年4月1日です。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

(岩崎委員)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。

ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

(岩崎委員)

それでは、第3号議案の承認についてお諮りいたします。

承認される委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

(岩崎委員)

第3号議案については、提案のとおり承認します。

第4号議案 教育職員免許状の単位修得方法に関する規則の一部改正について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(岩崎委員)

それでは、第4号議案「教育職員免許状の単位修得方法に関する規則の一部改正について」提案しますので、教育人事課長から説明をしてください。

(吉雄教育人事課長)

教育職員免許状の単位修得方法に関する規則の一部改正について、提案します。

資料14ページの「1 単位修得規則の概要」をご覧ください。今回、一部改正をする規則の概要をまとめています。

教育職員免許法の規定により、上級の免許状の授与を受けようとする者の単位修得方法は、法の施行規則に定めるものを参酌して都道府県の教育委員会規則で定めることとされています。この規定に基づき、本県において教育職員検定により免許状を取得する際に必要な単位の詳細について、今回一部改正を行う「教育職員免許状の単位修得方法に関する規則」で定めています。

「2 改正理由」をご覧ください。

まず、「教科に関する専門的事項に関する科目」の改正についてですが、令和

4年12月中央教育審議会答申を受け、中学校及び高等学校教諭免許状の取得に必要な「教科に関する専門的事項に関する科目」について、科目区分数が比較的多い教科を対象に科目区分の統合又は削除等を行うため、令和5年9月に法施行規則の一部が改正されました。

次に、「特別支援教育に関する科目」に含まれる履修内容の整備についてですが、特別支援教育を担う教師の専門性の向上のため、特別支援学校教諭免許状取得に必要な「特別支援教育に関する科目」について、特別支援学校学習指導要領等を根拠にした履修内容を免許法体系に位置付けるため、令和4年7月に法施行規則の一部が改正されました。

続いて、「3 改正内容」をご覧ください。

「(1) 科目の整備」は、改正理由の「教科に関する専門的事項に関する科目」の改正に係るもので、資料16ページに記載のとおり、校種、教科毎にそれぞれ改正を行うものです。

資料14ページにお戻りください。「(2) 履修内容の改正に伴う規定の整備」は、改正理由の「特別支援教育に関する科目」に含まれる履修内容の整備に係るもので、特別支援学校教諭免許状取得に必要な「特別支援教育に関する科目」の履修内容の整備に対応するためのものです。

その他の改正内容は、資料15ページに記載のとおり、必要な事項の整備を行うものです。

施行日は、令和6年4月1日を予定しています。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

(岩崎委員)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。
ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

(岩崎委員)

それでは、第4号議案の承認についてお諮りいたします。
承認される委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

(岩崎委員)

第4号議案については、提案のとおり承認します。

【報 告】

① 大分県長期教育計画の策定方針について

(1 課〔教育改革・企画課〕入室)

(岩崎委員)

それでは、報告第1号「大分県長期教育計画の策定方針について」教育改革・企画課長から説明をしてください。

(鈴木教育改革・企画課長)

大分県長期教育計画の策定方針について、報告します。

資料1ページの「1 計画策定の理由」をご覧ください。

現行の大分県長期教育計画、いわゆる教育長計は、平成28年3月に策定し、5年経過後の令和2年3月に改訂を行ったところです。本計画の計画期間は、平成28年度から令和6年度までの9年間であり、来年度が最終年度となっています。令和2年3月の改訂時以降の社会情勢や教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、来年度中に新たな「大分県長期教育計画」を策定したいと考えています。

次に「2 計画の性格・役割」をご覧ください。

現行計画と同様、新たな計画についても、大分県長期総合計画の教育部門の実施計画という位置付けとしたいと考えています。現在新たな大分県長期総合計画の策定を進めているところでありますが、その内容や動向を踏まえて新たな計画を策定していくこととします。

なお、新たな計画は大分県長期総合計画の教育部門の内容と併せて、教育基本法第17条第2項に規定される「教育振興基本計画」としても位置づけられることとなります。

次に「3 計画の期間」をご覧ください。

計画開始を再来年度の令和7年4月からとし、令和15年度を目標年度とする9年計画の予定です。これは、現在策定中の令和6年10月を始期とする新たな大分県長期総合計画と目標年度を合わせる形で、計画期間を設定するとの趣旨によるものです。

なお、大分県長期総合計画の開始から半年遅れとするのは、新たな計画が大分県長期総合計画の教育部門の具体的実施計画であるという性質を踏まえ、県民や市町村教育委員会からの意見聴取手続に万全を期すとともに、計画に記載の内容を学校の取組に反映しやすいよう、計画開始時期を年度の頭に合わせる意図によるものです。

次に「4 計画策定の基本的な考え方」をご覧ください。

深刻な少子高齢化、先端技術の導入による急速な情報化の進展、大規模災害や悪質な事件の発生など社会情勢や教育を取り巻く状況の変化への対応が必要であるとと考えています。また、県民に分かりやすく、教育関係者が活用しやすいよう配慮をする必要があると考えています。目標指標を設定するなど進捗管理の実効

性を確保していきたいと考えています。

次に「5 計画への県民意見の反映」をご覧ください。

学識経験者や保護者代表等で構成する審議会「大分県長期教育計画委員会」における議論を通じて、幅広い意見を伺うとともに、パブリックコメントを実施するなど県民意見を積極的に反映していきたいと考えています。

最後に「6 計画策定スケジュール」をご覧ください。あくまで、現時点での予定として記載していますが、先ほど説明したように令和7年度から着実に計画をスタートできるよう、丁寧に進めていきたいと考えています。

報告は以上です。

(岩崎委員)

ご質問、ご意見はありませんか。

(岩武委員)

少子化が進んでいる時期での長期教育計画策定ということで、非常に重要な局面にきていると思います。

策定方針にある計画策定の基本的な考えで良いと思いますが、学校現場や子どもたちの実態をよく見ていただきたいです。現場にしっかりと目を向けて、本気でこれからの9年間で、大分県としてどのようにしていくのかといった計画にしてほしいと思います。

また、「4 計画策定の基本的な考え方(2) 県民に分かりやすく、教育関係者が活用しやすいよう配慮」については、ぜひお願いします。どうしても教育で使用される言葉は分かりにくいものが多いので、分かりやすく、しっかりとポイントを捉えた計画を策定してほしいです。

(高橋委員)

計画期間の9年間で何が起こるか分からないので、臨機応変に対応出来るように事務局でも考えてほしいと思います。

また、子どもが一番であるということを常に念頭においていただき、それを表現しやすいようにパブリックコメントを取り入れ、良い計画を策定してほしいと思います。

(鈴木教育改革・企画課長)

様々な励ましのお言葉をいただき、ありがとうございます。

現行計画においても、中間年度に計画の見直しを行っており、新計画でも同様に臨機応変な対応を行いたいと思います。

また、県民に分かりやすい計画や、子どもと学校現場の実態を考えるとといった点については、現在検討中ではありますが、今回新たな取組として、子どもの意見を聞くといった取組を行いたいと考えています。これについては、他の自治体では様々な方法で行っているため、本県でもそういった取組を参考にしながら検

討したいと考えています。子どもの声を計画に広く反映出来るのかといった点については、難しい部分もあるとは思いますが、子どもが学校に対してどのような思いをもっているか、その声を聞く努力はしっかりと行いたいと考えています。

(岩崎委員)

子どもの意見を聞くということについては、パブリックコメントの一環として行うのですか。それとも全く別の方法で行うのですか。

(鈴木教育改革・企画課長)

子どもの声を聞く方法については検討中ですが、場合によっては何らかの場を設けて、子どもたちと意見交換を行うといった方法もあり得ると思います。

具体的な方法については、これから検討を進めていきます。

(鈴木委員)

新しい大分県長期総合計画の教育部門の提案や目標には、そこまで分かりにくい文言は入っていないと思います。

人口減少がここまで進むとは想定されていなかったのも、企業などの雇用を考えている業種の方の意見や保護者の意見、教職員の意見にズレが生じていると思います。その辺をしっかりとまとめていかないと、皆がそれぞれの要望を言うだけの目標になってしまうと思います。そうすると非常に苦しい目標設定になってしまうので、現状にあった目標が良いと思います。

(岡田委員)

計画の策定に関して、子どもの意見を聞くということは、とても大事だと思います。子どもの権利擁護や、子どもが意見を表明することを、アドボカシーと言いますが、とても大事なことなので、ぜひ行っていただきたいです。

(高橋委員)

以前、地域別意見交換会の際に子ども達と給食を食べる機会があり、その時に子ども達の素直な意見を聞くことが出来ました。とても良い経験だったので、そのようなこともまた考えてほしいと思います。

② 『県立高等学校未来創生ビジョン』の策定について

(2課〔教育改革・企画課、高校教育課〕入室)

(岩崎委員)

それでは、報告第2号「『県立高等学校未来創生ビジョン』の策定について」高校教育課長から説明をしてください。

(山田高校教育課長)

『県立高等学校未来創生ビジョン』の策定について、報告します。

本ビジョンは、本県高等学校教育のさらなる充実・発展に向け、今後の学校の在り方について、方向性を『未来創生ビジョン』として策定・公表するものです。

資料1ページをご覧ください。この資料は、ビジョン策定の背景や趣旨及びこれまでの経緯について記載しています。

「(1) 本県における高校改革の取組」は、平成17年度からの「高校改革推進計画」実施以降の取組を記載しています。

「(2) 策定の趣旨」について、まず課題として、策定の背景を記載しています。高校を取り巻く状況の変化や、「スクール・ポリシー」の策定、普通科のさらなる魅力化・特色化などの、国の動きへの対応という点です。

資料中程に、今後の中学校卒業生数推移予測のグラフを掲載しています。今後の生徒数の推移ですが、令和6年3月の中学校卒業生数は、10,061人となっています。令和8年3月までは、やや緩やかな状態ですが、令和9年度以降は、下降傾向が顕著です。さらに、最新のデータでは、昨年度の出生数が6,500人程度というデータも出ています。

このような状況の中で、今回策定するビジョンは、県立高校の統廃合を検討するものではなく、全ての学校の魅力向上を目指すものとして、今後10年間の方向性を示すものですが、社会情勢の変化なども踏まえ、策定後5年を目途に見直しも検討することとしています。

「(3) 策定までの経緯」ですが、昨年10月に、ビジョンの素案を公表しました。その後、県民からのパブリックコメントなどをいただきながら、加筆・修正したものを、策定・公表するものです。

続いて、資料2ページの概要版をご覧ください。この概要版は、ビジョン本編の内容について、項目を抜き出し、要点を端的にまとめたものです。

資料の「Ⅲ 新しい時代を見据えた県立高校の在り方」の「1 本県高等学校教育が目指すもの(基本理念)」をご覧ください。

県内どの地域で学んでも、教育の質の担保が図られるよう、遠隔授業のシステム構築を進めることについて記載しています。また、大学や研究機関、自治体や企業といった、外部との連携を一層図り、社会とのつながりの中で先端的な学びを進めていくこと、さらに、地方創生に係る地域の高校での学びや、その学びを支える組織づくり等について記載しています。

「3 新しい時代に対応する学びについて」では、普通科、専門学科など各学科に分けて記載をしていますが、特に(2)の専門学科については、農林水産系の学科や工業科、商業科、福祉科などの学科について個別に触れています。また、ビジョンの本編には、「情報科」、あるいは「外国語科」など、県内に設置する全ての専門学科について記載しています。

「4 魅力ある学校の実現に向けた教育基盤の整備」をご覧ください。

入試制度は、生徒の個性や適性を多面的に評価する仕組みなど、学校の特色化を図る上でも検討していくという点と、通学区制に関しては、全県一区について、

地域を越えた高校進学状況や、学校の特色づくりの状況、生徒や保護者の声など、選ばれる学校づくりに関して、引き続き、現状把握に努めるとともに、検証を行っていくという旨を記載しています。また、学びを支える教育基盤の整備については、先ほど述べたように、遠隔授業システムの構築に向けて、検討・準備を進める旨を記載しています。

今後とも、このビジョンの方向性をもとに、高校の魅力化・特色化に向けて取り組んでいきます。

報告は以上です。

(岩崎委員)

ご質問、ご意見はありませんか。

(高橋委員)

今後、少子高齢化が進むことで、生徒数が減少していくと思います。このビジョンについては、生徒数の減少に伴って、修正を加えていく必要があると思いますが、臨機応変に対応できるようにしていますか。

(山田高校教育課長)

冒頭でもお話ししましたが、途中からの急激な減少を踏まえて、学校規模の在り方など、生徒への教育活動の質の保証などの点でも考えていく必要がありますので、5年を目途に見直しを考える必要があると思っています。

(高橋委員)

このような急激な人口減少になるとは思っていませんでしたが、地方では人口減少がさらに進んでいくと思いますので、そのようなことも見据えてほしいと思います。

(鈴木委員)

今回の高校入試の結果を受けて、どのように分析されていますか。県立高校ではなく、私立高校を希望した生徒がかなりいたと聞いています。全県一区になって、JRの沿線上であれば、比較的通いやすい環境にあると思います。選ばれる学校というのは、どのような学校なのかをしっかりと考えないといけないと思います。学校は努力していると思いますが、中学生や保護者に向けてアピールしていかないと、なかなか選ばれる学校にならないのではないかと心配しています。

何か方向性など考えていますか。

(山田高校教育課長)

入試が終わったばかりということもあり、現段階で答えられることはないのですが、新年度になったら、中学生の動向についての調査を行い、現状把握をしっかりと行っていきたいと考えています。

各学校が魅力向上に向けて取り組んでいることは私たちも把握しています。その取組が定員充足になかなかつながらない要因は様々であるとは思いますが、要因の一つは広報の仕方にあると思っています。

このことを踏まえ、来年度の魅力化事業に、広報活動を支援する事業費などを計上し、取り組んでいこうと思っています。

(岩武委員)

今までは、県立高校の2次入試があるまで待っていて、そこから私立高校を選んでいたと思います。しかし、就学支援金により、私立高校も授業料のハードルが低くなったことで、第一希望で私立高校へ進学してくる生徒が増えてきていると思います。このことから、県立高校も、魅力化という言葉ではなく、中学生に選ばれる学校づくりを本気になって進めていかなければならないと思います。

今なぜ生徒が県立高校を希望しないのか、大きな理由として、生徒・保護者のニーズと学校がやろうとしていることに、ズレが生じているのではないかと思います。地域の人材育成や魅力化事業をしていますが、結果、県立高校を希望しないのであれば、ニーズとズレが生じていると思わなければいけないと思います。

広報活動なども必要だとは思いますが、ニーズとのズレについて、最初に考えるべきだと思います。

スクール・ミッションの一覧が資料に示されていますが、高校教育課で作成したのですか。

(山田高校教育課長)

スクール・ミッションについては、これまで行ってきた学校教育目標などを整理して、再定義するもので、最終的には高校教育課で承認をする形になりますが、原案としては、主に各学校から提出されたものとなります。

(岩武委員)

学校の教育目標などが最初に書かれています。本校はどのような学校で、本校に通うとどのようなことを学べるのかということ、本気で示すべきだと思います。スクール・ミッションがスタートラインになって、県立高校がビジョンを基に取り組むためにも、各学校がスクール・ミッションをもっと考えて、練りこんだものにするべきだと思います。

(鈴木委員)

中学生から選ばれやすい高校は、宿題が少ないことや、のびのびとしている校風など、縛られず、楽しく通うことができる学校であるという声を聞くことがあります。それが本当に子どもたちにとって良いことなのか、義務教育ではなく高校教育で学ぶことの意義を分かるようにしていかないと、ミスマッチを起こしてしまうのではないかと思います。

ぜひ、今後も様々なことに取り組んでください。

(岩崎委員)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開の議事でその他、何かありますか。

(岩崎委員)

続いて、先に非公開と決定しました議事を行いますので、傍聴人は退出してください。

【議案】

第5号議案 教職員の懲戒処分について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(岩崎委員)

それでは、第5号議案「教職員の懲戒処分について」提案しますので、教育人事課長から説明をしてください。

(説明)

(岩崎委員)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。
ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(岩崎委員)

第5号議案の承認についてお諮りいたします。
承認される委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

(岩崎委員)

第5号議案については、提案のとおり承認します。

第6号議案 教職員の懲戒処分について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(岩崎委員)

それでは、第6号議案「教職員の懲戒処分について」提案しますので、教育人事課長から説明をしてください。

(説明)

(岩崎委員)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。
ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(岩崎委員)

第6号議案の承認についてお諮りいたします。
承認される委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

(岩崎委員)

第6号議案については、提案のとおり承認します。

第7号議案 令和6年度大分県教科用図書選定審議会委員の任命について

(2課〔教育改革・企画課、義務教育課〕入室)

(岩崎委員)

それでは、第7号議案「令和6年度大分県教科用図書選定審議会委員の任命について」提案しますので、義務教育課長から説明をしてください。

(説明)

(岩崎委員)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。
ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(岩崎委員)

第7号議案の承認についてお諮りいたします。
承認される委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

(岩崎委員)

第7号議案については、提案のとおり承認します。

(岩崎委員)

それでは、第8号議案の審議を行いたいと思いますが、人事に関することですので、これを記録することは適当でないと考えます。

したがって、大分県教育委員会会議規則第14条第2項ただし書により、これを記録する必要のない事項とすることについて、委員の同意を求めます。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

(岩崎委員)

委員の同意を得ましたので、そのように取扱います。

それでは、本議案の審議に必要な職員以外は、退出をしてください。

第8号議案 教育委員会教育長の辞職について

(1課〔教育改革・企画課〕入室)

(岩崎委員)

第8号議案「教育委員会教育長の辞職について」は、岡本教育長が大分県教育委員を辞職することに関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定により、教育委員会として同意することをお諮りするものです。岡本教育長の辞職の同意について、ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(岩崎委員)

それでは、第8号議案の承認についてお諮りします。

承認される委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

(岡本教育長)

第8号議案については、提案のとおり承認します。

教育委員会は、岡本教育長の申し出のとおり、令和6年3月31日をもって教育長を辞職することに同意しました。

【協 議】

① 令和7年度（令和6年度実施）教員採用試験実施要項（案）について

（2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室）

（岩崎委員）

それでは、協議第1号「令和7年度（令和6年度実施）教員採用試験実施要項（案）について」教育人事課長から説明をしてください。

（説明）

（岩崎委員）

ご質問・ご意見はありませんか。

（質問・意見）

（岩崎委員）

今回の協議の結果を踏まえて、準備を進めていきたいと思えます。

（岩崎委員）

非公開の議事は以上ですが、最後にその他、何かありますか。

（渡辺理事兼教育次長）

岡本教育長から、退任の挨拶をいただいておりますので、代読をさせていただきます。

教育委員の皆様には、本県教育行政の推進に常日頃から御尽力を賜り、心より御礼を申し上げます。本来であれば、皆様に直接御挨拶すべきところ、怪我のため、このような形での御挨拶となることをお許しくください。

私は、令和3年5月から教育長を務めさせていただきましたが、このたび、一身上の都合により、3月末を持って辞職させていただくことと致しました。

コロナ禍という非常事態に就任し、子どもたちの学びを継続させるべく、「『教育県大分』の創造」という目標の下、「芯の通った学校組織」を基盤とし、日々の業務に当たってまいりました。この間、子どもたちの学力・体力の向上に一定の成果を残すことができ、さらに、どの地域においても生徒が希望する教育を受けられるよう、遠隔授業が可能な環境整備への道筋もつけることができました。

また、特別支援教育においては、さくらの杜高等支援学校の開校、中央支援学校の開設などにも関わることができました。

さらに、スポーツの分野では、先般の特別国体で本県選手が天皇杯得点 1,000点という目標を達成することができ、大分県の競技力の向上にも取り組むことができました。

本県の教育行政には、学校における働き方改革をはじめ、課題が山積してあります。しかしながら、教育委員会には子どもの幸せを何よりも願う教職員が溢れており、新たな体制の下、子どもたちが夢に挑戦し、健やかに成長することができる教育を目指し、そして、実現してくれるものと確信しております。

これからは、一県民として、本県の教育に関わる全ての方々を心から応援し、本県の教育がますます発展することを心より御祈念申し上げます。

教育委員の皆様方には、変わらぬ御尽力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のますますのご健勝とご活躍を祈念いたしまして、退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

大分県教育長 岡本 天津男 代読。

(岩崎委員)

それではこれで、令和5年度第26回教育委員会会議を閉会します。

ありがとうございました。